

ハイランド公園改修事業（設計・監理・施工一括発注方式）プロポーザル実施要領

令和8年度

高梁市教育委員会事務局

スポーツ振興課

1 目的

「吉備ハイランド・オアシス」交流広場（通称：ハイランド公園）は、滑り台やジャングルジムなど約80種類の遊具を組み合わせた巨大アスレチック遊具「ハイランドマウンテン」（長さ83m、幅73m）や芝生広場などがあり幼児用遊具も設置されており、幅広い年齢のお子様が自然の中で思いっきり遊ぶことができる施設として平成13年に整備された。

開園から25年以上が経過し、利用者ニーズの変化や遊具の老朽化による劣化や現在の安全基準を満たさない遊具もでてきた。

本事業では、老朽化した大型遊具の改修にあたり、単なる遊具整備にとどまらず、アートなどを取り入れた魅力的な空間創出を行うことで、交流人口の拡大及び地域活性化を図ることを目的とする。

そこで、公園の質や公園利用者の利便性の向上を図ることをはじめとした魅力向上・にぎわい創出を目指して、事業者から自由な企画提案を求め、工事の遂行に最も適した事業者を選定するために、公募型プロポーザル方式により行うこととし、その実施方法等必要な事項を本実施要領に定めるものとする。

2 事業の概要

(1) 事業名

ハイランド公園改修事業

(2) 発注方式

本事業は、設計・監理・施工一括発注方式の事業とする。

(3) 設計・監理・工事等の内容

本事業については、「ハイランド公園改修事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）によるものとする。

(4) 事業期間

契約締結日から令和9年9月30日（木）までとする。

(5) 事業実施場所

高梁市松原町神原字高妻2281番11

(6) その他

遊具は、（一社）日本公園施設業協会が認定するSPマーク適合製品とする。

3 実施形式

公募型プロポーザル

4 契約上限額

165,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※金額については、提案上限額であり契約時の予定価格を示すものではない。

5 参加資格要件

本プロポーザルの提案者は、参加申込時に、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない事業者であること。
- (2) 本事業の公告日から優先交渉権決定日までの間において、高梁市の指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 令和8年度高梁市競争入札参加資格名簿に登載されている者であること。
- (4) 令和3年度以降、大型複合遊具を含む遊具設置工事又は遊具改修工事（国又は地方公共団体が発注したもの）であって税込み5,000万円以上の契約を元請として施工した実績を参加申込者及びその配置予定技術者が有していること。
- (5) 配置予定技術者は、（一社）日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士又は公園施設製品整備技士の資格を有すること。
- (6) （一社）日本公園施設業協会が認定するSPマーク表示認定企業であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第1154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始または破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号に規定に該当しない者であること。
- (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (10) 国税、岡山県税、高梁市並びに申請者（受任者がいる場合は受任者）の属する自治体の市町村民税を滞納していない者であること。
- (11) 法人及びその役員が、高梁市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (12) 参加者及び構成員は、他のグループの構成員となっていないこと。
- (13) 下請業者を使用する場合は、高梁市内に本社を有する事業者を1者以上活用すること。

6 契約者候補審査のスケジュール

内容	日付
プロポーザル実施要領の公表	令和8年9月28日（月曜日） 本市ホームページで公表
現地確認	令和8年9月28日（月曜日）から 令和8年10月13日（火曜日）まで
質問書の提出期限	令和8年10月13日（火曜日）まで
質問書に対する回答	令和8年10月15日（木曜日）まで
参加表明書等の提出期限	令和8年10月16日（金曜日）まで
参加資格の確認通知	参加表明書等受理後、速やかに
企画提案書の提出期限	令和8年10月23日（金曜日）まで
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和8年10月下旬
審査結果通知	令和8年11月上旬

仮契約の締結	令和８年１１月下旬
契約の締結	令和８年１２月下旬
設計・監理・施工の開始	契約締結後

7 実施要領に対する質問の受付・回答

質問及び回答は次のとおりとする。

(１) 提出期限 令和８年１０月１３日（火曜日）午後５時必着

(２) 質問方法等

実施要領に対する質問がある場合は、高梁市ホームページに掲載する「質問書（様式１号）」に必要事項をご記入の上、電子メールにより提出すること。

項目	内容
質問受付期間	令和８年９月２８日（月曜日）から 令和８年１０月１３日（火曜日）まで
受付メールアドレス	E-mail： sportsshinko@city.takahashi.lg.jp
質問メール件名	【 】参加事業者名称
質問メールの添付書類	【様式１号】質問書
質問メールの到着確認	質問メールの受信後、到着確認の連絡をさせていただきます。 到着確認の連絡がない場合、お手数ですが下記連絡先までご連絡ください。 高梁市教育委員会 スポーツ振興課 TEL：（０８６６）２１－０４２５

(３) 回答方法

質問及び回答については、下記の期間に本市ホームページで公表する。

なお、本要領又は要求水準書に関する内容以外については、原則回答しない。

令和８年９月２８日（水曜日）～令和８年１０月１５日（木曜日）午後５時

8 現地見学申込みの受付

現地見学を希望する事業者等は、高梁市ホームページに掲載する「ハイランド公園改修事業に関するプロポーザル審査現地見学申込書」【様式２号】に必要事項を記入し、電子メールにより提出すること。

現地見学希望の申込みがあった場合は、見学日時等について個別に対応する。

項目	内容
現地見学申込み期間	令和８年９月２８日（月曜日）から 令和８年１０月１３日（火曜日）まで
申込メールアドレス	E-mail： sportsshinko@city.takahashi.lg.jp
申込メール件名	【 】参加事業者名称
申込メールの添付書類	【様式２号】現地見学申込申込書
メールの到着確認	申込メールの受信後、到着確認の連絡をさせていただきます

	ます。到着確認の連絡がない場合、お手数ですが下記連絡先までご連絡ください。 高梁市教育委員会 スポーツ振興課 TEL：（０８６６）２１－０４２５
--	---

9 参加申込書等の提出

(1) 提出期限 令和8年10月16日（金曜日）午後5時必着

(2) 提出書類

書類	様式
参加申込書	【様式3号】
事業実施体制書（共同企業体の場合）	【様式4号】
誓約書	【様式5号】
参加者の令和3年度以降に完了した「5参加資格要件」の（4）に定める工事の実績	【様式6号】
配置予定技術者の工事経歴書「5参加資格要件」の（5）を満たす配置予定技術者（4）に定める工事の経歴	【様式7号】
様式6号で記載した工事のコリンズ又は施工実績証明書(任意様式)及び契約書等の写し	A4判
（一社）日本公園施設業協会発行のSPマーク表示認定企業認定書の写し	A4判

(3) 提出部数 正本1部

(4) 提出方法 持参又は郵送（郵便の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。）で提出すること。

(5) 参加申込後の辞退 参加申込後に辞退する場合は、辞退届【様式10号】にて早急に届け出ること。

10 参加資格の確認通知

(1) 通知期限 令和8年10月19日（月曜日）までに、参加の可否を通知する。

(2) 通知方法 参加表明書に記載された電子メールアドレスへ送付する。

11 企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和8年10月23日（金曜日）午後5時必着

(2) 提出書類

書類	様式
企画提案書（表紙）	【様式 8 号】
工事実施体制	【様式 9 号】
企画提案書	任意様式
概要図（デザインパース等）	任意様式
工事工程表	任意様式
設置後から更新までにかかる維持管理費の概要	任意様式
工事見積書	任意様式（消費税及び地方消費税を含む額）

（３）提出部数 正本１部 副本１０部

提出書類の電子データを収録したＣＤ－Ｒ 等１枚

（ファイル形式：ＰＤＦ だし、デザインパースについては、ＰＤＦ 及び画像データ）

（４）提出方法 持参又は郵送（郵便の場合、書留郵便により最終日の午後５時までに必着のこと。）で提出すること。

1 2 企画提案書の留意事項

（１）基本事項

① 企画提案書の無効

本プロポーザルは、本工事の優先契約候補者を選定するために必要な事項について提案を求めるものであり、本要領、要求水準書に記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、失格とする場合がある。

② 設計・監理・施工の実施方針等

設計・監理・施工の実施方針、実施体制、工程計画その他の記載にあたっては、簡潔に記載すること。工事完了の時期を明確にした提案とすること。

③ 実施体制

主任技術者及び現場代理人は、参加表明日時点において３ヵ月以上の直接的な雇用関係がある者であり、契約締結時点においても同様の雇用関係が継続している者であること。

（２）企画提案書（様式自由）

折りたたみＡ４製本で作成し、下記について記載すること。

また、作成にあたっては、要求水準書に基づき、以下の項目について検討の際に留意した点を含み、簡潔かつ要領よくまとめること。

◎事業計画（案）の作成（コンセプト等を含む）

◎提案遊具の概要図（デザインパース等）

◎遊具等の配置計画図

設計・監理・施工を実施するうえでの基本的な考え方、遊具のコンセプト、円滑に事業を進めるための体制その他の自由な提案等について記載すること。

遊具の設計にあたっては、国土交通省が策定した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（令和6年6月）、「みんなが遊べる、みんなで育てる都市公園の遊び場づくり参考事例集」（令和6年4月）等に配慮し、見積金額の範囲内で提案者が責任を持って履行できる内容とすること。

契約後、利用者等の意見を反映させるために、見積金額の範囲内で遊具の機能等の変更協議を行うことがある。

1.3 審査方法

(1) 審査委員会

企画提案書、プレゼンテーション・ヒアリング審査は、ハイランド公園改修事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。なお、審査委員会は非公開とする。

(2) 審査方法

審査委員会において、以下の手順で審査し、優先交渉権者等を決定する。

① 評価点審査

提案者の提案に対して、「審査基準表」に定める算定方法により、評価点を算定する。なお、審査にあたっては、審査委員への説明会を実施する。また、提案者が1者の場合でも審査委員への説明会を実施する。

② 評価の実施・優先交渉権者の選定

各審査委員は、審査項目毎の配点の範囲内で審査点数を評点し、審査委員全員の審査点数の合計点で順位を決定する。ただし、優先交渉権者の選定にあたっては、合計点が500点満点中250点以上であることを要件とする。提案者のうち最も高い点数の者を「優先交渉権者」、次いで点数の高い者を「次点交渉権者」として選定する。

評価点の最も高い者が2者以上ある場合は、審査委員長の審査点数(審査委員長が不在のときは審査副委員長の審査点数)が高い者を優先交渉権者とする。

優先交渉権者に選定された者は、契約上限額の範囲内で随意契約の手続きを行う。この場合において、優先交渉権者から新たに見積書を徴収する。

優先交渉権者との協議が整わない場合、市は、次点交渉権者と協議を行う。

なお、提案者が1者の場合は、審査結果が評価点の50%以上である場合に限り、その提案者を交渉権者とする。

(3) プレゼンテーション・ヒアリング審査の要領

① 各提案者の出席者は3名以内とする。

② プレゼンテーションは、1者につき20分以内とし、その後質疑応答を15分以内とする。準備、片付け10分以内、合計45分以内とする。なお、プロジェクター及びスクリーンは本市で準備し、その他、説明に必要な機器は、各提案者で用意すること。

③ プレゼンテーション・ヒアリング審査の詳細日程は、提案者に別途通知する。

【審査基準表】

評価項目	評価の視点	配点内訳	項目 計
テーマ・コンセプト	●ハイランド公園のイメージに合致し、こどもや子育て世代の利用者が「ウキウキ・ワクワク」楽しく遊べるような提案になっているか	3 0	1 0 0
	●既存施設とアートなどの融合を含むテーマ・コンセプトを満たしているか	3 0	
	●ストーリー性があるか	2 0	
	●自然環境との調和及び景観との一体的な運用が可能な提案になっているか	2 0	
遊具としての機能性及びデザイン・施設計画	●ハイランド公園の象徴性、シンボルとなるような独創的な意匠になっているか	2 0	1 0 0
	●幅広い年齢層への対応ができ、世代を問わず、コミュニケーションを促す施設となっているか	2 0	
	●既存大型遊具を活用し、新設遊具等を含めた一体感が図れているか	2 0	
	●障がいの有無に関わらず幅広い年代のこどもたちが遊べる遊具となっているか	2 0	
	●基本的な遊びの要素が含まれており、こどもたちの想像力を育み、五感や好奇心を刺激するような遊びが練られた遊具となっているか	2 0	
安全対策	●劣化・規準不適合箇所に対して、国土交通省『都市公園における遊具の安全確保に関する指針』および（一社）日本公園施設業協会『遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）』に適合するもの又は、同等の基準を満たすもので、構造計算書（基礎含む）を満たす提案になっているか	2 0	5 0
	●こどもたちが、本来想定していない遊び方をした場合の安全対策が提案されているか	1 0	
	●保護者の休憩スペースや容易にこどもたちの状況が分かるような視認性を考慮した提案となっているか	2 0	
維持管理	●部材が耐久性に優れ、部材交換・修繕など維持管理が容易に行えるようになっているか	2 0	6 0
	●設置後から次回更新までの維持管理計画が示されているか	2 0	
	●経費の抑制が図れる仕様となっているか	2 0	
実績・実施体制・施工計画	●同種・類似工事の実績、配置予定技術者の経験があるか	2 0	1 0 0
	●設計・監理・施工の体制が明確か	2 0	

	●工程表・事業実施計画の妥当性があるか	20	
	●市内業者への下請けの計画が明確か	20	
	●早期に事業完了が行える実施体制・施工計画を作成しているか	20	
地域への波及効果 その他独自の 提案	●近隣施設や観光地との地域活性化に向けた取り組みの提案がなされているか	30	90
	●門扉や案内看板・サイン（人の導線）などを含めた提案が行われているか	30	
	●事業費・施工期間を抑えた提案となっている	30	
合計		500	500

14. 審査結果の通知・公表

- (1) 審査結果は、提案者に通知する。
- (2) 結果通知の際、他の提案者の名称及び提案内容は公表しない。
- (3) 審査結果(優先交渉権者)は、本市ホームページで公表する。なお、審査の内容及び経過については公表しない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

15. 参加資格の取消し

以下に該当した際には参加資格を取り消すものとする。なお、市は受付時に提出される書類の内容確認は行わない。

- (1) 書類の提出が期限を過ぎたもの。
- (2) 提出書類に不備があるもの。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたもの。
- (4) 提出書類が第3者の著作権、意匠権等を侵害しているもの。
- (5) 正当な理由がなく、審査委員への説明会の開始時刻に間に合わなかったものの。
- (6) 「提案者の資格要件」を満たすことができなくなったもの。
- (7) その他不適切と判断したもの。

16. 施工場所の調査等

施工場所の調査等については、公園利用者、交通安全等に十分配慮して行うこと。

17. 著作権（アート案件等）

- (1) アートデザインの著作権は、提案者とアーティストとの契約等により整理すること。
- (2) アート作品を複写等し活用する場合、制作物の権利は、市に帰属するものとする。

18. 参加に当たっての留意事項

参加に当たっては、提案者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に抵触する行為を行ってはならない。

公正に手続きを執行できないと認められる場合又はおそれがある場合、市は、当該提案者の参加申込書を受け付けない。また、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。なお、その他、市が必要と認めたときは、手続きを延期、中止又は取り消すことがある。

19. 特記事項

- (1) 本プロポーザルの実施は、ハイランド公園の改修工事に係る優先交渉権者の選定を行うものであり、随意契約者となり得る優先権を有するものである。
- (2) 本施設は、現在岡山県所有であり設計・監理・施工にあたっては県との協議を必要に応じて行うこと。
- (3) 必要な承認手続きは受託者も協力すること。
- (4) 災害等、不測の事態があった場合は、必要に応じ設計変更を認める。

20. その他

- (1) 市は、提案者の審査を行うのに必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。
- (2) 提案書の著作権は、提案者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において、優先交渉者の承諾を得た上で、公表等を行うことができるものとする。契約に至らなかった提案者の提出書類は、本提案審査の目的以外には使用しない。なお、提案書類は返却しない。
- (3) この工事の契約が成立するまでの間において、提案者が「9.参加資格の取消し」に該当することとなった場合は、当該提案者と契約を締結しない。
- (4) 応募に必要な書類については、本市ホームページよりダウンロードし入手すること。
- (5) 提案費用は応募者負担とする。

21. 事務局(書類提出先、問い合わせ先)

高梁市教育委員会事務局 スポーツ振興課施設係

住 所 〒716-8501

岡山県高梁市松原通2043番地 高梁市市役所4階

電 話 0866-21-0425

F A X 0866-21-0262

メー ル sportsshinko@city.takahashi.lg.jp